

# (仮称) 福島阿武隈風力発電構想計画段階環境配慮書に対する意見

## 1 総括的事項について

- (1) 本事業計画については、未定及び検討中である事項が多く、また、現時点で地権者や関係機関等の交渉、許認可が進んでいないなど不確定な要素があるため、環境影響評価を行うに当たって、内容が不十分であると言わざるを得ない。  
今後、手続を進めるに当たっては、内容をより精査し、環境影響評価を適切に行うことができる計画にするとともに、風力発電機の配置及び規模、並びに、変電設備や送電線等の付帯設備（以下「付帯設備」という。）の位置及び規模については複数案を検討すること。
- (2) 事業実施想定区域内には、水源のかん養や土砂の崩壊の防備を目的として指定されている保安林があり、本事業の実施により保安林を含めた森林を伐開することが予想されることから、水源のかん養や土砂の崩壊の防備の機能を低下させないように、森林の伐開区域を最小限にすること。また、河川の源流部における森林の伐開や土地の改変については極力回避すること。
- (3) 全国的に強風や落雷等による風力発電機の破損・倒壊事故が発生していることから、予防対策を示すとともに、大雨も含めた気象災害による事故が発生した場合、周辺地域へ影響を及ぼさないよう、風力発電機の配置及び規模、並びに、付帯設備の位置及び規模を計画すること。
- (4) 事業実施想定区域内には二ツ箭断層及び双葉断層が存在することから、断層のずれ等による災害で風力発電機が倒壊しても周辺地域に影響が及ぼさないように、本事業における風力発電機の配置、付帯設備の位置については、安全側に立ち、慎重に検討すること。
- (5) 事業実施想定区域までの工事用資材等の輸送ルートとして、国道 399 号線の利用を検討しているが、当該国道については幅員の狭い箇所や急カーブの箇所があり、大型トラックでの風力発電機の輸送が困難になると予想されることから、空路を含めた複数の輸送ルートを検討すること。なお、空路を予定する場合には、離発着地点及びその周辺地域の環境影響を回避、低減すること。
- (6) 方法書の作成に当たっては、専門用語の仕様をできるだけ避け、平易な言葉や図を用いるなどして、住民が容易に理解できる内容とすること。
- (7) 届出等必要な書類の提出については、滞りのないよう関係機関へ提出すること。
- (8) 風力発電機から発生する低周波音について、住居から少なくとも 500 メートル以上離して風車を建設するなど、配慮するとしているが、全国では風力発電機から発生する超低周波音で健康被害を訴える人もいるという報道がなされていることから、事業化に際しては丁寧な住民説明を行うこと。

## 2 騒音、振動及び超低周波音について

- (1) 当市に係る事業実施想定区域及びその周辺には住居、学校、福祉施設等（以下「住居等」という）が存在しており、風力発電機及び付帯設備の工事中、並びに風力発電機の稼働時に係る騒音、振動及び超低周波音による影響が懸念されることから、騒音、振動及び超低周波音に係る住居への影響を回避、低減するように、風力発電機の配置及び規模、並びに付帯設備の位置を検討すること。

- (2) 風力発電機の稼働時の騒音、振動及び超低周波音に係る環境影響を予測、評価する区域については、住居を出来るだけ包含するよう広範囲に設定するとともに、最新の知見を基に、適切な手法で環境影響評価を実施すること。
- (3) 配慮書において、具体的な工事関連車両の通行ルートは未定となっているが、資材の搬入等にあたっては夜間を中心に行うこととされている。事業実施想定区域周辺は、静寂な環境であることが考えられるため、住宅等から離れた通行ルートを検討すること。やむを得ず住宅等の前を通行ルートとする場合は、住民生活への影響を回避するため、工事関連車両の通行時間や通行台数を最大限配慮し、方法書以降で工事関係車両の通行時間や通行台数の計画を明記すること。
- (4) 配慮書において、資材等の搬入にあたっては、幅員が狭い個所や急カーブ箇所等で拡幅工事や改良工事（以下、「拡幅工事等」という。）を実施し、通行ルートを確保するとされているが、事業実施想定区域周辺は、静寂な環境であることが考えられるため、拡幅工事等の騒音、振動による住民生活への影響をできるだけ回避すること。

### 3 水環境について

- (1) 当市に係る事業実施想定区域の中には河川の源流部が存在し、いわき市水道水源保護条例により「水道水源保護地域」に指定されていることから、土地の改変、並びに風力発電機及び付帯設備の設置工事で発生する土砂や濁水による水環境（水道水源）への影響を回避、低減すること。
- (2) 当市に係る事業実施想定区域においては、上水道が整備されておらず、周辺住民は井戸水及び湧水を利用していることが考えられることから、森林の伐開、土地の改変、並びに風力発電機及び付帯設備の設置により、井戸水・湧水への影響を回避、低減すること。

### 4 動植物・生態系について

- (1) 文献調査やヒアリング調査において、当市に係る事業実施想定区域内にオオタカやクマタカが生息している可能性があるとしていることから、森林の伐開、風力発電機や付帯設備の設置工事及び風力発電機の稼働により、オオタカやクマタカをはじめとする猛禽類の生息環境が損なわれないよう配慮すること。特に、オオタカについては、事業実施想定区域内で繁殖を確認していることから、森林の伐開等により、繁殖環境が損なわれないよう配慮すること。
- (2) 当市に係る事業実施想定区域内には河川の源流部が存在し、森林の伐開等による改変及び風力発電機や付帯設備の設置工事で発生する土砂や濁水による水生生物及び魚類への影響が懸念されることから、土地の改変及び工事実施時に発生する土量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流入等を抑える対策を講じることにより、水生生物及び魚類への影響を回避、低減すること。
- (3) 文献調査において、当市に係る事業実施想定区域内に、夏井川溪谷のモミ林、背戸峨廊のイヌブナ林・アカマツ林が分布していることから、当該林が分布している地域については事業実施想定区域から除外すること。
- (4) 生態系については、重要な自然環境のまとまりの場を選定し、風力発電機の稼働による選定した場の変化の程度等を予測しているが、今後の手続きにおいては、事業の実施を予定している場における動植物の生息・生育状況を調査、把握した上で、定量的な方法により生態系への影響を予測、評価すること。

- (5) 緑化に際して、地域の生物多様性に配慮し、外来種や園芸品種の利用ではなく、地域由来種や在来種を利用した緑化計画を検討すること。また、法面緑化を行う場合、種の吹付けを着実に実行し、法面の崩壊が起こらないようにすること。
- (6) 風力発電機の設置や拡張工事等に当たっては、動植物への著しい影響を避けられる場所を選択すること。特に当該区域内の生物多様性の豊かな地域や、渡りのルート等バードストライクが生じることが予想される区域に風力発電機を設置することは避けるよう検討すること。

## 5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

- (1) 事業実施想定区域周辺には住居及び風力発電機を視認する可能性が高い眺望点が存在しており、事業の実施時にはこれらの地点からの景観への影響が懸念されることから、景観への影響を回避、低減するように、風力発電機の配置、規模及び塗装の色を検討すること。また、景観の調査については、住民の身近な視点場からも実施すること。
- (2) 事業実施による二ツ箭山、夏井川溪谷、木戸川峡谷、女平及び背戸峨廊などの人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避、低減すること。

## 6 廃棄物及び発生土について

風力発電機や付帯設備の設置工事における樹木の伐採量及び発生土量を抑制するよう、風力発電機の配置及び規模、付帯設備の位置及び規模、並びに風力発電機や付帯設備の設置に係る工事計画を検討すること。また、本事業における伐採木及び発生土については、放射性物質量や空間線量率を測定し、関係機関と協議した上で、適切な保管及び処分に努めること。

## 7 一般環境中の放射性物質について

当市に係る事業実施想定区域については、東京電力福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質により、空間線量率が比較的高い地域であることから、森林の伐開、土地の改変、風力発電機や付帯設備の設置工事には、樹木や土壌等に付着している放射性物質が一般環境中に飛散しないようにすること。

## 8 その他の環境について（電波障害及び風力発電機の影）

- (1) 事業の実施により、当市に係る事業実施想定区域におけるテレビ電波、ラジオ電波及び無線電波への影響が懸念されることから、事業実施想定区域の電波状況を把握するとともに、電波障害を回避、低減するように風力発電機の規模及び配置を検討すること。
- (2) 当市に係る事業実施想定区域周辺には住居が存在し、供用時の風力発電機の影（シャドーフリッカー）による日照障害が懸念されることから、住居への影響を回避、低減するように風力発電機の規模及び配置を検討すること。

## 9 その他

- (1) 事業実施想定区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地及び天然記念物が所在していることから、事業実施区域等を検討するにあたっては、文化・スポーツ課（平成28年4月1日以降は文化振興課）と協議すること。
- (2) 当該事業実施区域は、都市計画区域外であり、中山間地域の自然や農業・農村環境を保全し緑に抱えられた魅力ある地域づくりを促進していく地域とされている。

また、市総合土地利用基本計画において、事業実施想定区域は「森林保全・育成区域」「生活森林区域」及び「農山村生活区域」と位置付けられており、自然保全のため開発を適正に規制・誘導し、森林の育成に努め、周辺の自然と調和した農山村集落の住居環境の整備を図る区域とされていることから、風力発電機の配置や工事計画を検討する際は十分配慮すること。

- (3) 一定規模以上の建築物や工作物等の新築又は土地の区画形質の変更を行う場合は「いわき市の景観を守り育て創造する条例」により、大規模行為の届出が必要となります。また、同行為のうち特に規模が大きいものについては、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となるため、都市計画課景観係と協議すること。

さらに一定規模以上の敷地での風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、都市計画課土地調整係と協議すること。

加えて、都市計画区域外において 10,000 m<sup>2</sup>以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要となる。

## 10 風力発電機の設置が望まれない場所について

事業実施想定区域内の含まれる風力発電機の設置が望まれない場所について、次のとおりである。

### (1) 教育施設（施設名、住所）

ア 久之浜第二小学校	大久町大久字矢ノ目沢 1 2
イ 大久公民館	大久町大久字日渡 7 7-1
ウ 小川小学校	小川町上平字田ノ尻 4
エ 小玉小学校	小川町西小川字小玉 2 7
オ 小川中学校	小川町上平字竹ノ内 6 3
カ 小川公民館	小川町上小川字下広門 4 4-2
キ 草野心平記念文学館	小川町高萩字下夕道 1-3 9
ク 草野心平生家	小川町上小川字植ノ内 6-1
ケ アンモナイトセンター	大久町大久字鶴坊 1 4 7-2

### (2) 景観等

ア 背戸峨廊
イ ニツ箭山
ウ 都市計画区域内
エ 県立自然公園
オ 山稜を分断する区域
カ 騒音・低周波の影響を及ぼす恐れのある人家・集落の近く

### (3) 医療提供施設（施設名、住所）

ア (医) 社団石福会四倉病院	四倉町下仁井田字南迫切 2-2
イ いがらし内科	小川町高萩字下川原 1 5-1
ウ 草野医院	小川町高萩字上代 8 9-2
エ 大田皮フ科	四倉町字西一丁目 2-1 2

オ	大野クリニック	四倉町玉山字砂子田 2
カ	(医) 社団木田医院	四倉町字東四丁目 9-1
キ	(医) 泰成会木村医院	四倉町字西三丁目 14-9
ク	(医) 美波会 菅波医院	四倉町字東一丁目 54
ケ	菅波クリニック	四倉町字東三丁目 51
コ	菅波整形外科小児科	四倉町字東一丁目 40-3
サ	長瀬内科胃腸科	四倉町上仁井田字北姥田 6-1
シ	西山眼科医院	四倉町字西三丁目 6-1
ス	額賀胃腸科内科醫院	四倉町字六丁目 105
セ	あべクリニック	久之浜町久之浜字九反坪 11
ソ	(医) あさうら会久之浜医院	久之浜町久之浜字中町 20
タ	佐藤歯科医院	小川町高萩字上代 46-3
チ	佐藤歯科医院	四倉町上仁井田字北姥田 5-4
ツ	すや歯科医院	四倉町字西三丁目 15-3
テ	長谷川歯科医院	四倉町字西四丁目 10-8
ト	愛川歯科医院	四倉町字東一丁目 12-1
ナ	八巻歯科医院	四倉町字五丁目 121
ニ	四倉あなだ歯科	四倉町字西 3 丁目 5-1
ヌ	村岡歯科医院	久之浜町久之浜字後原 1
ネ	ウエル薬局	小川町高萩字上代 72-8
ノ	薬局タローファーマシー 四倉店	四倉町西三丁目 15-2
ハ	さいとう薬局	四倉町字西一丁目 3-1
ヒ	豊間薬局四倉店	四倉町東二丁目 163-2
フ	有限会社さくら薬局 四倉店	四倉町西四丁目 2-1
ヘ	四倉調剤薬局	四倉町字東一丁目 52
ホ	早川薬局	四倉町上仁井田字東ノ内 18
マ	仁井田薬局	四倉町上仁井田字北姥田 6-3
ミ	アラカワ薬局	四倉町字東三丁目 23
ム	有限会社 厚生堂薬局立町店	久之浜町久之浜字立町 12

(4) 高齢者福祉施設 (施設名、住所)

ア	デイサービスあおば	四倉町字鬼越 78-6
イ	十和の里 よつくら	四倉町字鬼越 240-81
ウ	楽寿荘通所介護事業所	四倉町上仁井田字横川 74-1
エ	みやびデイサービス	四倉町上仁井田字南浜 37-7
オ	アイカワ新舞子デイサービスセンター	四倉町下仁井田字須賀向 30-22
カ	デイサービスセンターよつらの森	四倉町駒込字戸沢 6-1
キ	(有) ヘルパーステーション小川ひまわり	小川町福岡字飯森 37-1
ク	楽寿荘短期入所生活介護事業所	四倉町上仁井田字横川 74-1
ケ	老人保護施設ヒーリングホーム四倉	四倉町仁井田字南追切 23
コ	老人介護保健施設二ツ箭荘	小川町上小川字大坂 68-1
サ	特別養護老人ホーム楽寿荘	四倉町上仁井田字横川 67
シ	老人保健施設ヒーリングホーム四倉	四倉町仁井田字南追切 23

ス	介護老人保健施設しろがねの里	四倉町東一丁目54
セ	介護老人保健施設二ツ箭荘	小川町上小川字大坂68-1
ソ	大地の家	四倉町字西三丁目12-15
タ	(有) ヘルパーステーション小川ひまわりの家	小川町福岡字飯森37-1
チ	よつくらの家	四倉町六丁目27-3
ツ	よつくらタローの家	四倉町六丁目28-5
テ	ヘルパーステーション小川ひまわりの郷	小川町上小川字峰岸54-1

(5) 障がい者福祉施設（施設名、住所）

ア	のほら	四倉町大森字民野町45
イ	ななえ	四倉町東二丁目116-2
ウ	きずな	四倉町東二丁目116-1
エ	ぼっぼ	四倉町西四丁目33-3
オ	キルデン四倉	四倉町西四丁目117
カ	小川ホーム	小川町高萩字下代17-10
キ	小川郷ホーム	小川町高萩字小路尻33-12

(6) 市指定天然記念物（施設名、住所）

ア	三森溪谷のアカヤシオ自生地	大久町大久256林班内
イ	内倉湿原	小川町上小川字沼
ウ	アンモナイトセンター内化石包蔵地	大久町大久字鶴房147-2
エ	南沢化石産出地	大久町小久字南沢1-42
オ	高倉山古生層	四倉町玉山字本村3・7
カ	観音寺跡のスダジイ	小川町柴原字館下90-1ほか

(7) 埋蔵文化財包蔵地（施設名、住所）

ア	亀ヶ崎遺跡	大久町大久字石ノ本
イ	石ノ本遺跡	大久町大久字石ノ本
ウ	櫛平A遺跡	小川町上小川字櫛平
エ	櫛平B遺跡	小川町上小川字櫛平
オ	櫛平C遺跡	小川町上小川字櫛平
カ	江田遺跡	小川町塩田字江田
キ	中戸渡遺跡	小川町上小川字中戸渡
ク	十文字A遺跡	小川町上小川字十文字
ケ	根本遺跡	小川町上小川字根本
コ	赤坂遺跡	小川町上小川字細石赤坂
サ	桐ヶ岡遺跡	小川町柴原二ツ森
シ	御殿場遺跡	大久町大久字桃木沢
ス	木影遺跡	大久町大久字木影・入間沢